

保険料に関する税制 控除枠が拡大

平成24年から、生命保険の保険料控除が拡大されています。所得税に関しては、それまで最大年間10万円であった所得控除枠が12万円まで拡大されたので

す。
一言でいえば、最近流行っている医療保険やこれから必要になるであろう介護保険について、新たな控除枠を設定したといえます。

その代わりに、従来の一般の保険と個人年金に関して設定されていた控除枠が少し削減されました。それでも、上限で考えれば、控除枠は少し拡大されたのです。

保険料に関する控除枠の変更

	平成 23 年 12 月 31 日 以前に契約	平成 24 年 1 月 1 日 以降に契約
遺族保障	生命保険料控除 最高 5 万円	生命保険料控除 最高 4 万円
介護医療保障		介護医療保険料控除 最高 4 万円
老後保障	個人年金保険料控除 最高 5 万円	個人年金保険料控除 最高 4 万円
	通算最高 10 万円	通算最高 12 万円

ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元:バームスコーポレーション(有)
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268
mail pinfo@barms.jp http://www.barms.jp